

## 特実審査業務システム刷新における移行方針

平成 28 年 8 月 16 日

現行特実方式審査システム及び現行特実審査周辺システムから特実審査業務システムへの移行方式は、段階移行（分割移行）方式とする。現時点で想定している各業務のサービス開始時期は、以下のとおりである。

表 特実審査業務システム刷新における各業務のサービス開始時期

移行段階	サービス開始時期	対象業務
初回移行	平成 32 年 1 月	特実分類付与業務
第 2 段階移行	平成 33 年 4 月	特実方式審査業務（実用新案部分）
第 3 段階移行	平成 33 年 5 月	特実方式審査業務（特許部分） 特許実体審査業務（審査未着手案件）
最終移行	平成 33 年 7 月	特許実体審査業務（全案件）